



# 商店会の解散について

東大阪市  
都市魅力産業スポーツ部  
商業課



# 商店会の解散について

市内商店会は、これまで地域に根差した活動を通じて、買い物の場やコミュニティの中心としての役割を果たすなど、地域に大きく貢献してこられました。

しかし、社会的な環境の変化などにより、残念ながら継続することが難しい状況となっている商店会も少なくありません。

商店会を解散するための事務手続きは、代表者や役員にとって大きな負担となります。

そこで、商店会における負担が少なくなるよう、必要な手続き等をまとめた資料を作成いたしました。

内容にご不明な点がありましたら、商業課までご相談ください。

# 商店街の解散に向けた4つの段階

## 第1段階

### ●商店会内の意思統一

- ・商店会役員・会員間で解散準備を始めることを確認します。
- ・解散に向けたスケジュールの共有をします。

## 第2段階

### ●財産の処分

- ・街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等の財産を処分する。
- ・街路灯等の撤去に関する補助金等、必要な手続きを行う。

## 第3段階

### ●残余金の整理

- ・最終的な支払・入金終了後、残余金を確認する。
- ・残余金を整理(清算)する。

## 第4段階

### ●解散届の提出

- ・東大阪市商業課へ解散届を提出します。
- ※解散届には解散を決定した際の総会議事録の添付が必要です。

## 第1段階 商店会内の意思統一

1

### 解散に向けた意思確認



- 総会・役員会などで、商店会内で解散に向けた意思を確認する。
- 解散の意思・方向性が決まれば、街路灯などの共同施設の取り扱いについて確認する。
- 商業課へご連絡ください。街路灯等の処分、補助金や解散に必要な提出書類をご案内します。

#### 【ポイント】

- 解散に向けて十分な意見交換を行い、解散の意思を決定してください。
- 街路灯・防犯カメラの撤去については、地域の明るさや防犯に関わることで、引継ぎができないか等、必要に応じて地元自治会や地域団体へ確認し事前に周知ください。

2

### 解散に向けたスケジュールの確認



- 街路灯等の処分や残余金の精算、解散届までのスケジュールを確認する。

#### 【ポイント】

- 街路灯等、共同施設について、他団体で引継ぎができなければ、商店会の責任の下、撤去していただきます。
- 撤去にかかる費用、残余金等の確認を行います。
- スケジュール表(5ページ参照)を、会合資料としてご活用ください。

## 商店街解散に向けたスケジュール（市道に装飾灯を設置してる場合）

段階	作業
第1段階	商業課への相談
	街路灯撤去の見積徴取、総会(役員会)の開催 第1段階
	→ 街路灯撤去の決定、解散意向の確認
第2段階	街路灯撤去時期(年度)の決定
	次年度の事業計画書を提出(10月の希望調査で回答+見積書の提出)
	・街路灯撤去補助金の交付申請(例:東大阪市中小企業振興補助金)
	・道路使用許可の申請
	街路灯の撤去工事
	撤去補助金の実績報告
第3段階	撤去補助金の入金
	総会の開催
	→ 清算人及び残余金の清算方法の決定
	→ 商店会解散の決議
	残余金の清算
第4段階	清算人による決算報告
	商業課へ解散届の提出

## 第2段階 財産の処分

1

### 装飾灯・アーチ・アーケードの撤去時期の決定

- 撤去時期を決定し、商業課へ事前相談する。  
【ポイント】
  - 共同施設の補助金の申請は、撤去予定年度の1年前に申請の必要があります。
  - 道路を占有している共同施設については、管理者に報告が必要です。

2

### 撤去に関する補助金の申請準備と申請

- 補助金の内容、申請時期、要件などを確認のうえ、申請準備する。
- 補助金申請を行う。  
【ポイント】
  - 補助金を活用される場合は、必ず事前に商業課へご相談ください。
  - 撤去後に補助金を申請しても、補助金は交付されません。

3

### 撤去工事の実施・補助金の実績報告

- 市からの補助金交付決定、市街路灯の設置以降に、街路灯等の撤去工事を実施する。
- 工事終了後に事業完了報告書を提出します。その後に補助金を交付いたします。  
【ポイント】
  - 撤去工事の時期については、必要に応じて地元自治会や地域団体へ事前にご周知ください。
  - 補助金は工事完了後の交付となる為、一旦撤去費用を全額ご負担いただく形となります。

## 第3段階 残余金の整理

1

### 残余金の確定



- 撤去工事にかかった工事費の清算や補助金の受取後に、残余金を確定します。

#### 【ポイント】

- 共同施設の撤去に関する補助金は、実績報告の提出後、市による審査を経て入金されます。

2

### 解散の決議と残余金に関する清算人・清算方法を決定



- 商店会の総会を開催し、解散を決議します。  
あわせて、残余金の清算人・清算方法を決定します。

#### 【ポイント】

- 商店会の定款・会則・規則に則り、決議することが必要です。
- 清算方法によって、税金が発生する場合があります。詳細は所管の税務署にご相談ください。

3

### 清算人が清算を実施



- 清算人は総会で決定した清算方法に基づいて清算を行います。
- 清算が終わり次第、清算報告をします。

## 第4段階 解散届の提出

1

### 解散届の提出



- 「商店街団体解散届」を東大阪市都市魅力産業スポーツ部商業課へ提出する。

#### 【ポイント】

- 添付書類として、解散を決議したことが分かる総会議事録の提出が必要です。
- 届出書類は、商業課へご連絡ください。指定様式の届書をお渡しします。

## ※解散に向けた留意点

!

### 解散届を提出すると

- 東大阪市の商店会に関する補助金が申請できなくなります。
- 親睦会等の任意団体として会の維持・継続は可能です。
- 再度、商店会として補助を受けるためには、所定の要件を満たし、1年以上の活動実績や商店会規則の整備等が必要になります。

<ご不明な点は商業課までご連絡ください。>